

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第63号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年4月25日 19時20分ごろ	
発生場所	愛媛県宇和島市 細木運河北口灯台から真方位015° 1,250m付近 (概位 北緯33° 13.1′ 東経132° 24.6′)	
事故等調査の経過	平成22年5月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五 <sup>ひろ</sup> 丸、4.82トン EH3-80983（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 祐 <sup>ゆうせい</sup> 清丸、4.8トン EH3-87202（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A 船長A左大腿部筋肉ばなれ	
損傷	A 左舷中央部外板破口、船橋左舷外壁凹損 B 船首部擦過傷	
事故等の経過	A船は、巻き網船団の灯船で、船長Aが1人で乗り組み、愛媛県宇和島市戸島東方沖で、集魚のため錨泊中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、同島沖を速力約11ノット（対地速力）で北東進中、平成22年4月25日19時20分ごろ、B船の船首部とA船の左舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、戸島東方沖で錨泊中、船長Aが、自船は、明るい集魚灯を点灯して錨泊中なので、他船が避けてくれると思ひ込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。 B船は、戸島沖を北東進中、船長Bが、漁獲物の選別を行い、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、戸島東方沖において、A船が錨泊中、B船が北東進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	